長野県千曲市災害時受援計画

令和３年３月

千曲市

目次

第１章　総則・・・

第１章　総則

１．１　背景・目的等

○　千曲市は、大規模災害時において、職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中であっても、市町村に課された重要業務と、被災者支援等の災害時業務を並行して遂行する必要があり、他の地方公共団体や民間企業、ボランティアなどの応援を最大限活用することが求められる。

○　また、住民の避難生活が長期化した場合には、国、県や全国知事会、業界団体等から供給される支援物資を受け入れ、適切に避難者に配布する必要がある。

○　平成 23 年の東日本大震災では、受援側の地方公共団体において、要請ルートの混乱や、受援内容を定めていなかったことによる調整困難などの課題が発生した。また、平成 28 年熊本地震では、支援物資の受入れと被災者への供給や、応援職員の受入れ体制など、受援に係る課題が明らかとなった。

○　長野県では、大規模災害発生時において、被災市町村が、県や被災していない県内市町村の支援のみでは十分な応急・復旧活動や被災者支援を実施することが困難となった場合に備え、県が全国的な応援を円滑に受け入れ、被災市町村を支援できるよう、長野県広域受援計画（平成 31 年３月）を策定した。

○　本市では、令和元年東日本台風災害時に、人的、支援物資の受け入れにより応急対策、災害復旧を実施してきた。

○　千曲市災害時受援計画は、長野県広域受援計画、千曲市地域防災計画及び千曲市業務継続計画（震災編）と整合し、支援を必要とする業務、受援体制及び必要な手続きを明確化することにより、多方面からの人的・物的支援を十分に活かすことを目指す。

１．２　計画の位置づけ

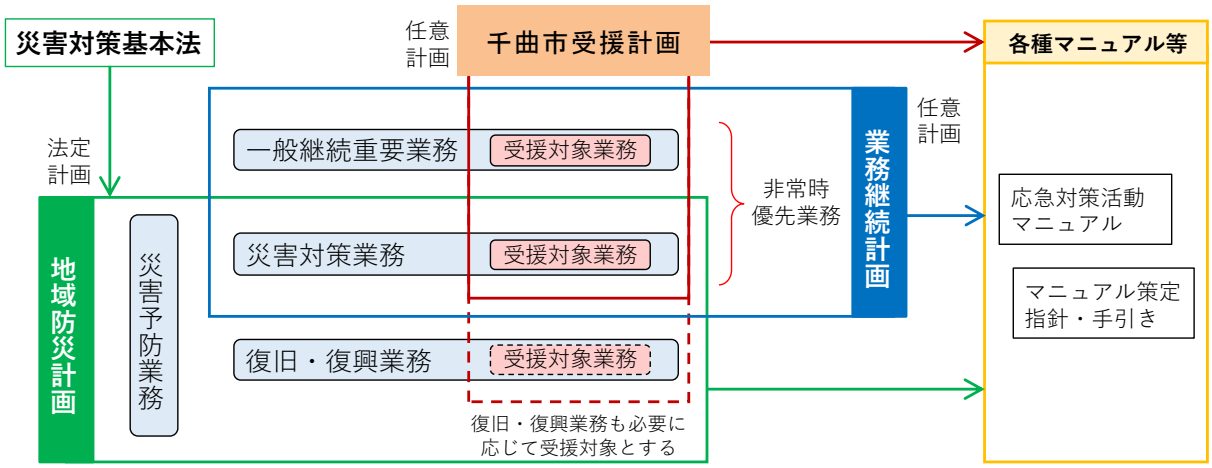
（１）受援計画と各種防災計画の関係

○　現在、本市においては災害対策基本法に基づく法定計画である地域防災計画のほか、任意計画である業務継続計画（震災対策編）、職員の応急対策活動マニュアルなどの各種の計画・マニュアル等を運用している。

○　受援計画において受援対象とする業務は、想定される災害対応の規模と、現有の人的・物的リソースを踏まえ、業務継続計画に定められた非常時優先業務の中から選定した。

また、復旧・復興業務についても、必要に応じて受援対象とした。【図 1-1】

【図 1-1】　受援計画と防災関連計画の関係



（２）受援計画の構成

○　市町村受援計画は、本計画の背景・目的や位置づけ、適用基準等を示した「第１章総則」と、受入時の防災拠点を示した「第２章防災拠点計画」及び受援対象業務ごとの実施内容や体制を示した「第３章 機能別活動計画」から構成されるものとする。

○　機能別活動計画では、本市の人的・物的リソースを大幅に超過し、長野県及び県外からの支援や、県市町村災害時相互応援協定による支援が必要な業務を機能別に整理し、業務の具体化や、対応の流れ及び調整窓口の明確化を行う。

１．３　適用基準

（１）対象とする災害の規模

○　受援計画においては、管外からの支援を受けるような状況を想定することから、原則として本市のみでは対応が困難な規模の災害を対象とする。

○　ただし、より規模の小さい災害における受援にも柔軟に対処できるよう、災害応急対策の２号配備がとられたときは部分的な適用を可能とする。

（２）受援計画の適用基準

○　本市は、以下の場合に、千曲市受援計画に基づき行動を開始する。

○　千曲市地域防災計画に定める災害応急対策の配備体制のうち、２号配備または３号配備がとられ、千曲市の人的及び物的資源だけでは迅速かつ円滑な災害応急対策を実施することができない場合。【表 1-1】

【表 1-1】　２号配備・３号配備の配備体制、活動内容

配備体制	活動内容	活動期間	活動開始基準
２号 配備 即応 体制	災害対策本部を設置し、１号配備を強化するとともに、局地的な災害に対しては、そのまま対策活動が遂行できる体制とする。 情報収集・伝達、水防、避難所、医療、救護等の災害応急対策活動を行う。	活動開始基準に該当したときから、警報等が解除されるまで 市長が必要ないと認めるまで 他の体制に移行するまで	市域に震度５弱又は５強の地震が発生した場合 千曲川杭瀬下水位観測所での水位が 2.00ｍを超えた場合 気象業務法に基づく特別警報が発表された場合
３号 配備 非常 体制	職員全員の体制とし、災害対策本部を設置し、中規模以上の災害が発生した場合に対処できる体制とする。 情報収集・伝達、水防、避難所、医療、救護等の災害応急対策活動を行う。	活動開始基準に該当したときから市長が必要ないと認めるまで 他の体制に移行するまで	市域に震度６弱以上の地震が発生した場合 千曲川杭瀬下水位観測所での水位が 5.00ｍを超えた場合 大規模な災害が発生し、もしくは市全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合 市長が必要と認める場合

１．４　受援の範囲及び受援体制

（１）千曲市受援計画が対象とする受援の範囲

○　千曲市受援計画が対象とする「受援」の範囲は、長野県広域受援計画に定められた下記の支援の受入れのうち、①～③を対象とする。【図 1-2】

○　被災市町村は、被害の規模に応じて、段階的に応援要請を行う（①⇒②⇒③）

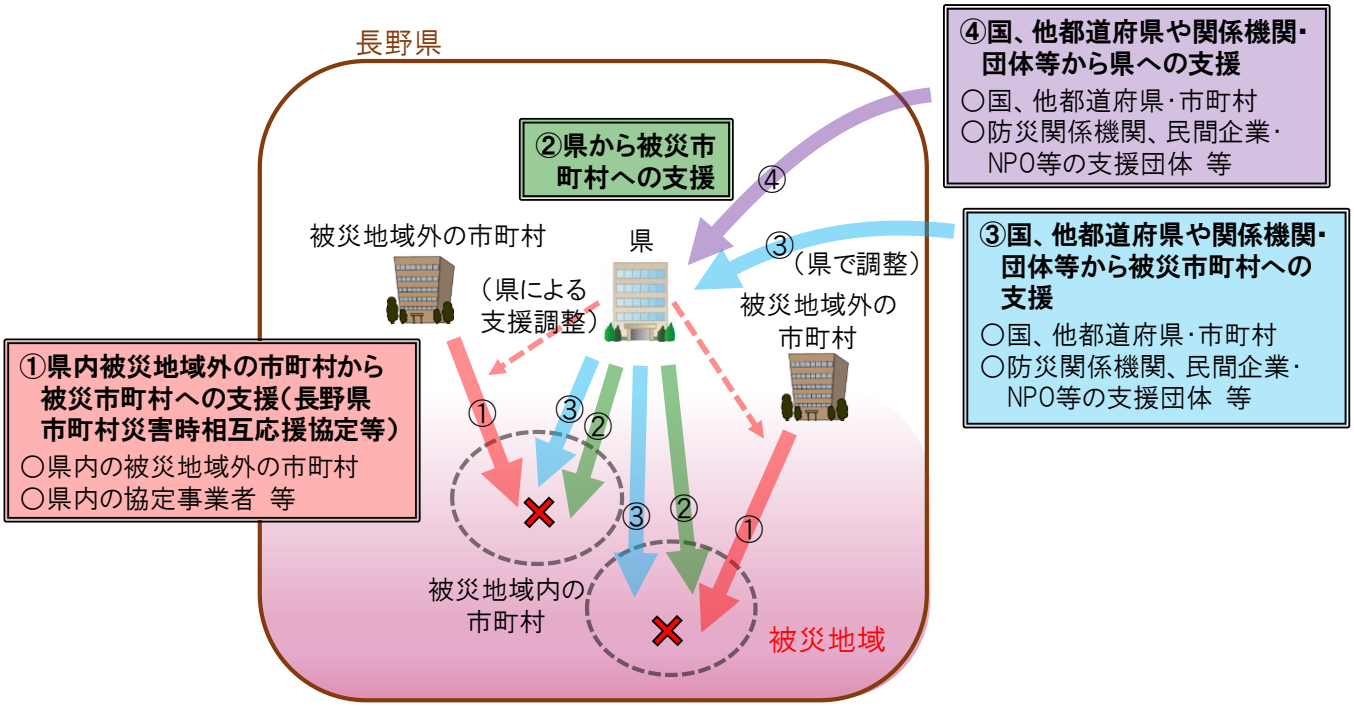
① 「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、県内被災地域外の市町村が被災市町村に対し実施する支援。

② 長野県が災害対策基本法に基づき実施する被災市町村に対する支援。

③ 他都道府県・市町村や、防災関係機関・団体等が、被災市町村に対し実施する支援。（県において調整）

④ 【本計画の対象外】他都道府県や防災関係機関・団体等が、県に対し実施する支援。

【図 1-2】　長野県広域受援計画が対象とする受援の範囲イメージ



（２）受援の種類

本計画では千曲市外からの人的及び物的支援を受援として整理する。

１）人的支援

○　国、都道府県、市町村等の行政機関

本市と災害時相互応援協定を締結している市町や全国市長会等の全国自治体間の枠組みを含む。

○　指定公共機関及び指定地方公共機関

○　災害応援協定締結団体

○　災害ボランティア

２）物的支援

○　国、都道府県、市町村間の行政機関

○　災害時応援協定締結団体

○　その他あらかじめ協定を締結していない団体からの支援

（３）対象期間

○　災害発生後の対応は、初動期（発災～３日後程度）、応急期（３日後～１週間程度）、復旧期、復興期に分類される。

○　災害時の人的な応援は、災害発生直後の初動期から応急期・復旧期（初期）を対象とした応援と、復旧期（中期以降）・復興期を対象とした派遣に分類される。

○　応援体制、根拠法令及び想定業務は表 1-2 のとおり

【表 1-2】応援体制、根拠法令及び想定業務

初動期・応急期・復旧期（初期）	
災害対策基本法に基づく応援 ・災害応急対策を実施するために必要な業務を実施する。 ・応援期間は短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。 ・なお、応援を求められた地方公共団体は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。 **根拠** **災害対策基本法に基づく市町村間（67 条）、市町村長等と都道府県知事の間（68 条）、都道府県知事間（74 条）の応援**	【想定業務】 避難所運営支援 物資集積拠点支援 住家被害認定調査 など
相互応援協定に基づく応援 ・地方公共団体間での災害時相互応援協定に基づく派遣。 ・応援期間は基本的に短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。 **根拠** **各地方公共団体が締結している災害時相互応援協定等**	【想定業務】 協定に想定されている業務

復旧期（中期以降）・復興期	
地方自治法に基づく派遣 ・地方公共団体の長が、当該地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときに、他の普通地方公共団体の長に対し職員の派遣を求めることができるもの。 ・復旧・復興事業の実施のための中・長期派遣として熊本地震、東日本台風災害においても実施されている。 ・派遣期間は原則として長期にわたり、派遣職員の身分の異動を伴う（派遣先の身分と併任） **根拠** **地方自治法第 252 条の 17 第 1 項**	【想定業務】 災害査定等の社会基盤施設復旧業務（道路、公園等の災害復旧） など

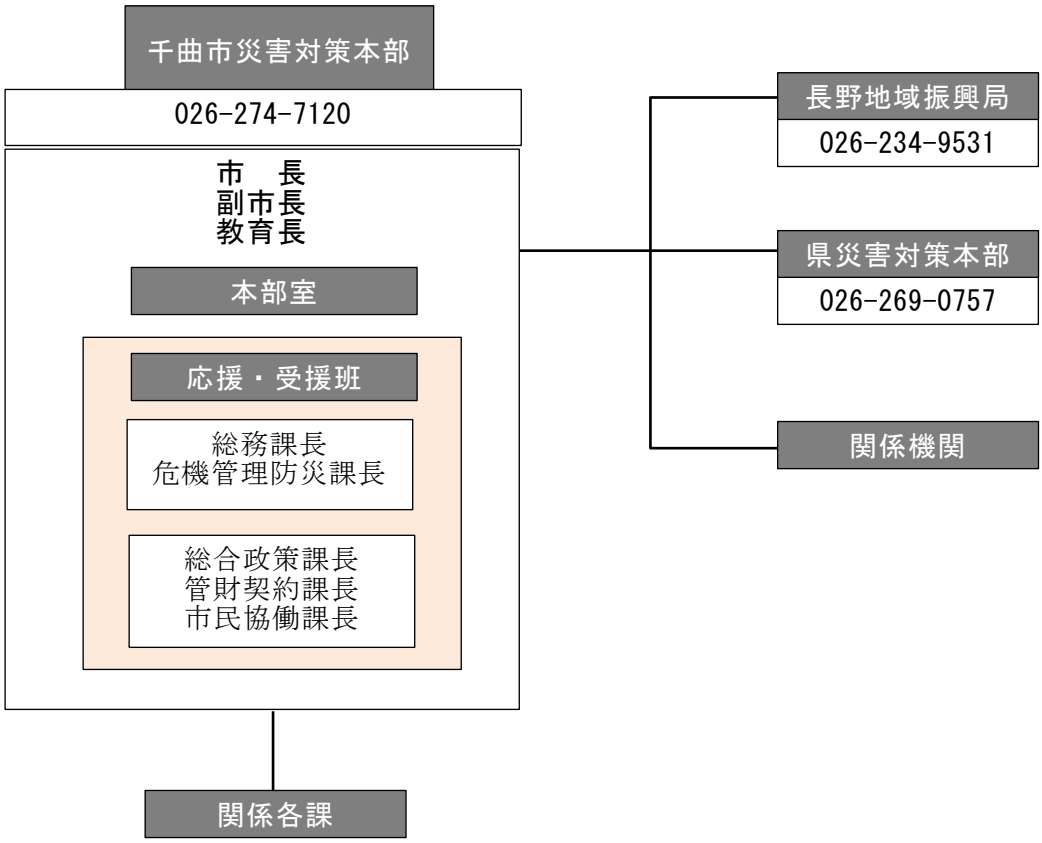
（４）受援体制

○　千曲市は、長野県をはじめとした応援要請先との連絡調整を一元的に行うために、受援に関する庁内外の総合調整や支援の提供・受入れ窓口となる「応援・受援班」を千曲市災害対策本部室に設置し、企画政策部と連携した体制を構築する。

○　応援・受援班の組織体制及び分掌は、以下のとおりとする。

【応援・受援班の組織体制及び分掌】

役　職	主　担　当	分　　掌
班長	危機管理防災課長	・応援・受援に係る総合調整に関すること ・応援・受援に係る調整会議を開催すること
副班長	総務課長	・職員の参集状況に関すること。 ・応援・受援班長を補佐すること
防災拠点担当	拠点施設の管理者	・応援職員受入拠点、物資輸送拠点、医療救助活動拠点、拠点へリポートの利用調整に関すること
人的受援担当	総務課長 危機管理防災課長	・応援職員等のニーズの把握、派遣に関すること ・応援職員の必要人数等の把握、要請に関すること
物資受援担当	総合政策課長 管財契約課長 市民協働課長	・支援物資のニーズの把握、提供に関すること ・支援物資の必要量等の把握、要請及び輸送に関すること



１．５　費用負担及び事故時の責任

（１）費用負担の考え方

○　協定に基づく応援要請を行った場合、受援に要した経費については、原則として受援側（千曲市）が負担することとする。詳細については、当該協定等に定めるとおりとする。

○　協定に基づかない応援要請を行った場合、受援に要した経費については、原則として受援側が負担することとする。費用負担については、可能な範囲であらかじめ応援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等と取り決めておくものとする。

○　協定に基づかない自主的な応援の場合については、応援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等に対し、原則として応援に要する費用の負担を依頼する。費用負担については、可能な範囲であらかじめ応援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等と取り決めておくものとする。

（２）事故時の責任の考え方

○　応援者が業務の従事中に負傷、疾病又は死亡した場合における補償等に要する費用や、業務上第三者に損害を与えた場合などの費用負担については、あらかじめ応援側の地方公共団体、民間企業、支援団体等と取り決めておくものとする。

＜参考＞

- 災害救助法が適用された場合に、支払対象となる主な業務を表 1-3 に示す。
- なお、知事の要請を受けて災害救助法に規定する医療を行う救護班として活動する際に要する費用については、災害救助法が適用された場合、県が支弁する。

表 1-3　主な応援・受援業務における災害救助法の対象経費

応援・受援業務	要員	救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法の救助物資外（化粧品等）の仕分け等の業務は、対象外
給水	給水車の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被害認定、罹災証明書交付業務要員	※対象外
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※対象外 救助法に基づく応急救助ではないため

出典）地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（内閣府、平成 29 年３月）

※救助法対象経費については、「災害救助事務取扱要領」等を参考

１．６　受援力向上に向けた取り組み

（１）受援計画の継続的な見直し

○本計画は、上位関連計画の修正や、本市の情勢、関係機関の体制の変化、今後発生する災害への対応で得られる新たな知見、本計画に基づき実施する訓練の成果等を踏まえ、ＰＤＣＡサイクルを活用し、継続的に更新していくものとする。
また、内容を理解するよう研修・訓練の推進を図る。

（２）災害時応援協定の実効性の強化

○民間事業者との協定を推進するだけでなく、より有効的かつ実効的で円滑な運用を行う観点から、具体的な運用のあり方や発災時の連絡体制の構築について、協定締結先と事前に調整を行うものとする。また、協定締結先との合同による研修・訓練を実施し、強固な体制を構築する。

第２章　防災拠点計画

２．１　防災拠点計画の基本方針

（１）防災拠点の意義

長野県広域受援計画で定める防災拠点を下記のとおり整理する。

「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（内閣府、平成29年６月）（以下「南海トラフ地震具体計画」という。）による防災拠点等の定義を参考に、本県の広域防災拠点を**表2-１**に示す拠点で構成される拠点群として定義する。

表 2-１　長野県における防災拠点の定義

拠点		定義※	備考
広域防災拠点		・都道府県が全国の防災関係機関から災害応急対策活動に係る広域応援を受けるために設置する防災拠点。 （上記の防災拠点のうち、救助・救急、消火活動等、医療活動、物資の受入れ・集積・分配を総合的かつ広域的に行う拠点を「大規模な広域防災拠点」としている）	
	進出拠点	・広域応援部隊・応援職員が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点であって、各施設管理者の協力にて設定するもの	
	救助活動拠点	・各部隊が被災地域において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う後方支援拠点として、都道府県及び市町村があらかじめ想定し、発災後には速やかに確保すべきもの ・電源車や通信車等の特殊車両の待機場所となる拠点	
	航空搬送拠点	・航空機による医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であり、SCU[1]が設置可能なもの ＜県内の航空搬送拠点＞ ・県内の航空搬送拠点は、基本的には周辺の災害拠点病院と一体となって、当該病院等から搬送される患者をSCUにて受け入れ、航空機による医療搬送するための拠点である。本県はこのために必要なDMATその他の人材の配置、資機材・物資の配備を行う。 ＜県外の航空搬送拠点＞ ・長野県内からの患者を受入れ、周辺医療機関へ搬送するための拠点	
	広域物資輸送拠点	・国等から供給される物資を被災府県が受け入れ、各市町村が設置する地域内輸送拠点や避難所に向けて送り出すための拠点であって当該県が設置するもの	
	備蓄拠点	・地域の被災者や広域防災拠点を活用する広域応援部隊に提供する水、食糧、医薬品、応急復旧用資機材等を備蓄している拠点	長野県において定義
地域内輸送拠点		・広域物資輸送拠点等から供給される物資を被災市町村が受け入れ、避難所に向けて当該市町村が物資を送り出すために設置する拠点	
被災地域内進出拠点		・応援職員が被災市町村や災害現場等へ向かう際の中継拠点（振興局の庁舎等を想定）	長野県において定義

※「南海トラフ地震具体計画」（内閣府、H29.6）による定義に加筆・変更

[1] SCU（航空搬送拠点臨時医療施設、Staging Care Unit）：航空機での搬送に際して患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、被災地及び被災地外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して設置されるもの。

（２）各種の防災拠点

○　長野県広域受援計画で定める広域防災拠点、千曲市地域防災計画で定める防災拠点のうち、本計画で取り扱う防災拠点を示す。【表 2-2、2-3】【図 2-1】

【表 2-2】　千曲市の防災拠点一覧

拠点種類	表示	名称	所在地	施設管理者	連絡先
応援職員受入拠点		千曲市役所庁舎（※1）	杭瀬下	総務課	026-273-1111
物資輸送拠点		更埴体育館（※2）	杭瀬下	スポーツ振興課	026-276-1731
		上山田農業トレーニングセンター	上山田		
		戸倉体育館	戸倉		
医療救護拠点		屋代中学校	屋代	各学校長	026-272-0276
		埴生中学校	鋳物師屋		026-272-0015
		更埴西中学校	稲荷山		026-272-1515
		戸倉上山田中学校	戸倉		026-275-0069
拠点ヘリポート		更埴中央公園	新田	都市計画課	026-273-1111
		大西緑地公園（※3）	戸倉	スポーツ振興課	026-276-1731
		萬葉の里スポーツエリア（※3）	上山田		

※1：初動期（発災～３日後程度）において、一時的に受け入れする。
応急期（３日後～１週間程度）以降について、応援職員の派遣要請により、物資輸送拠点等においても、応援職員の受入拠点とする場合がある。

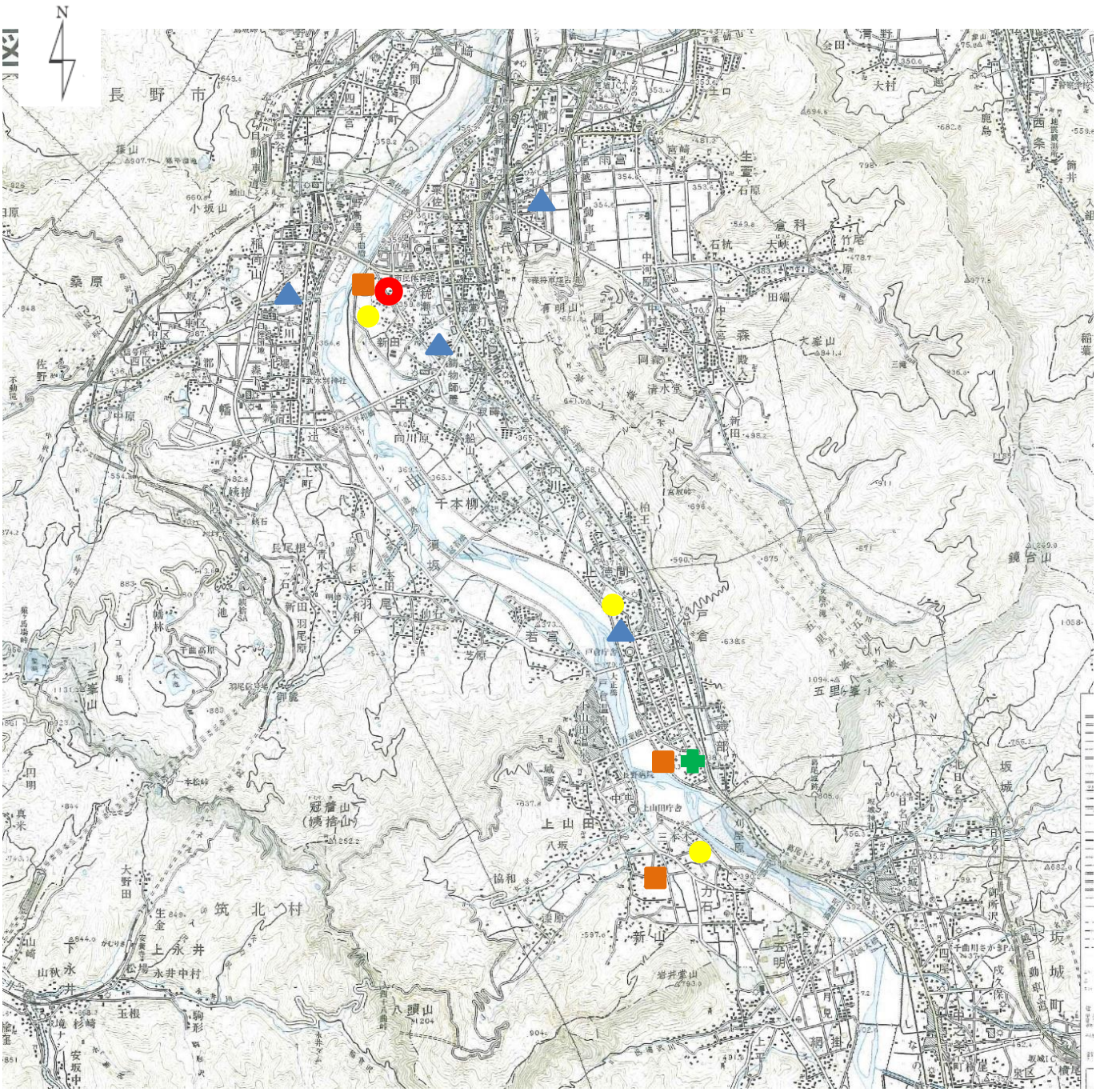
※2：避難者の受け入れを優先する場合は、避難所として開設し、他の物資輸送拠点を開設する。

※3：風水害時には、冠水等により使用できない場合がある。

【表 2-3】長野県広域受援計画で定める市内の防災拠点

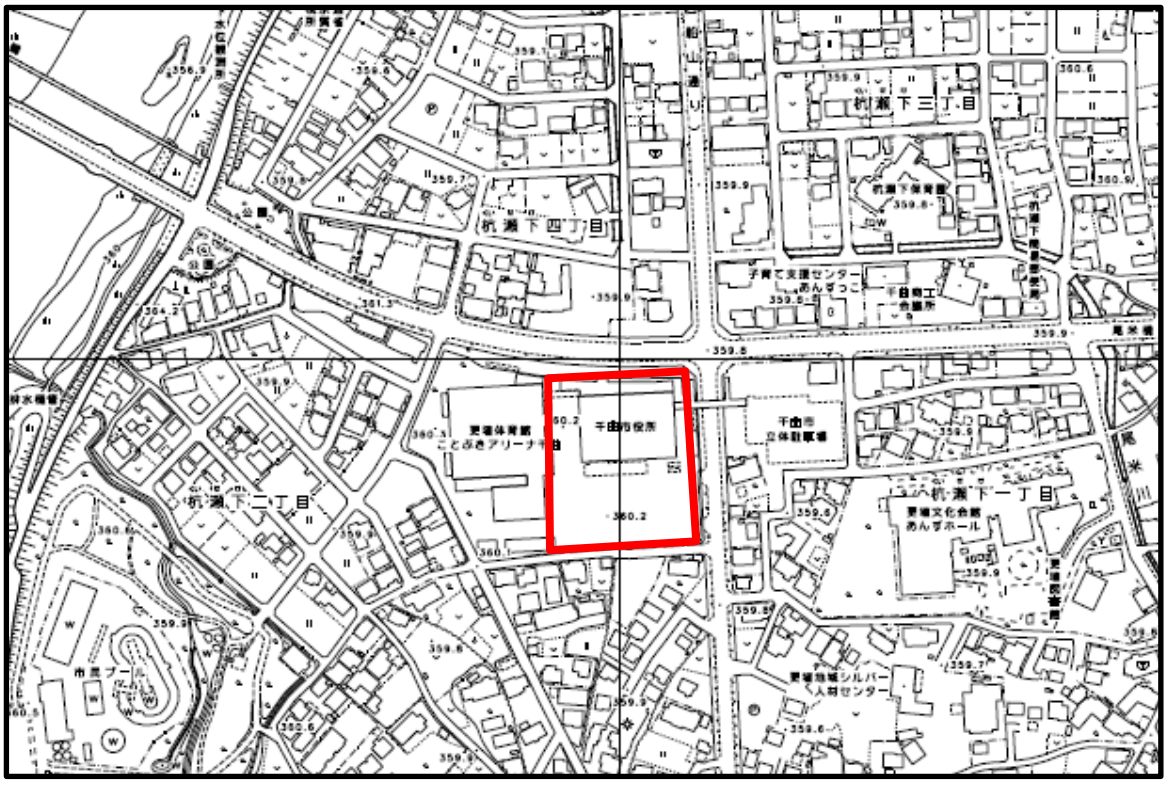
拠点種類	表示	名称	住所	施設管理者	連絡先
広域物資輸送拠点		戸倉体育館一帯	戸倉	スポーツ振興課	026-276-1731

図 2-1　防災拠点位置図



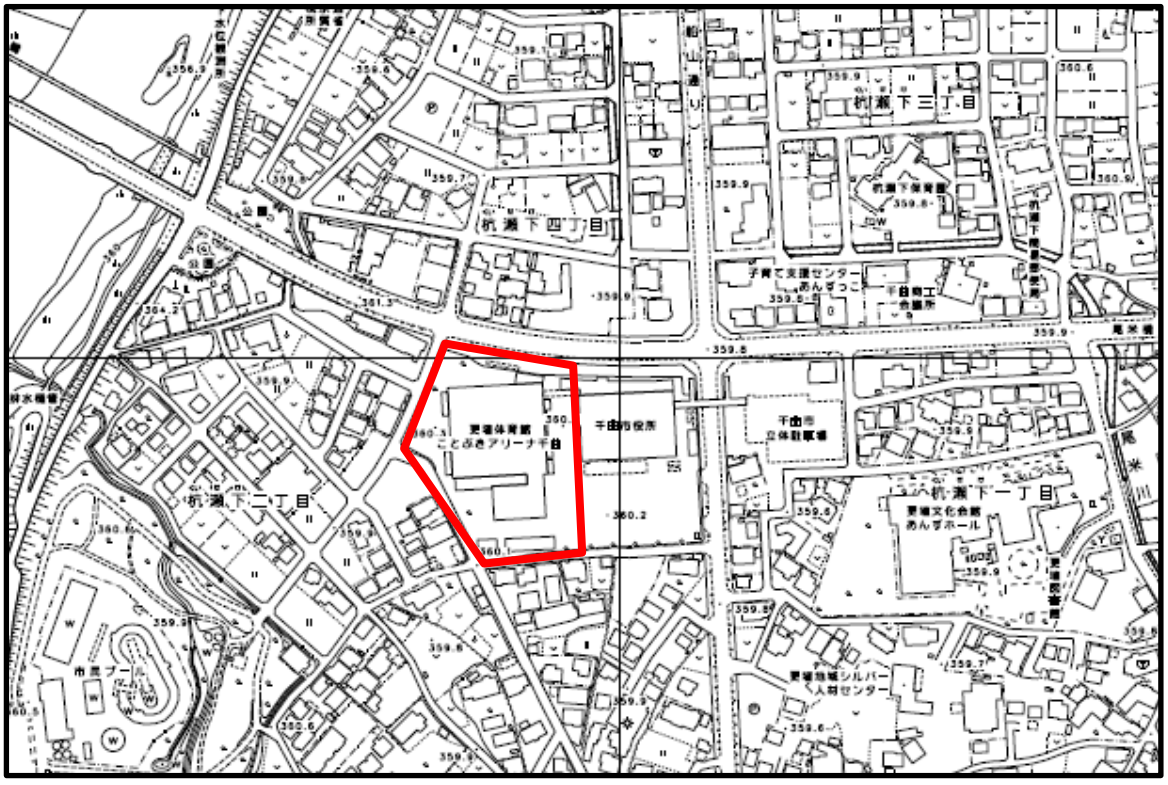
（３）応援職員受入拠点

名称：千曲市役所庁舎

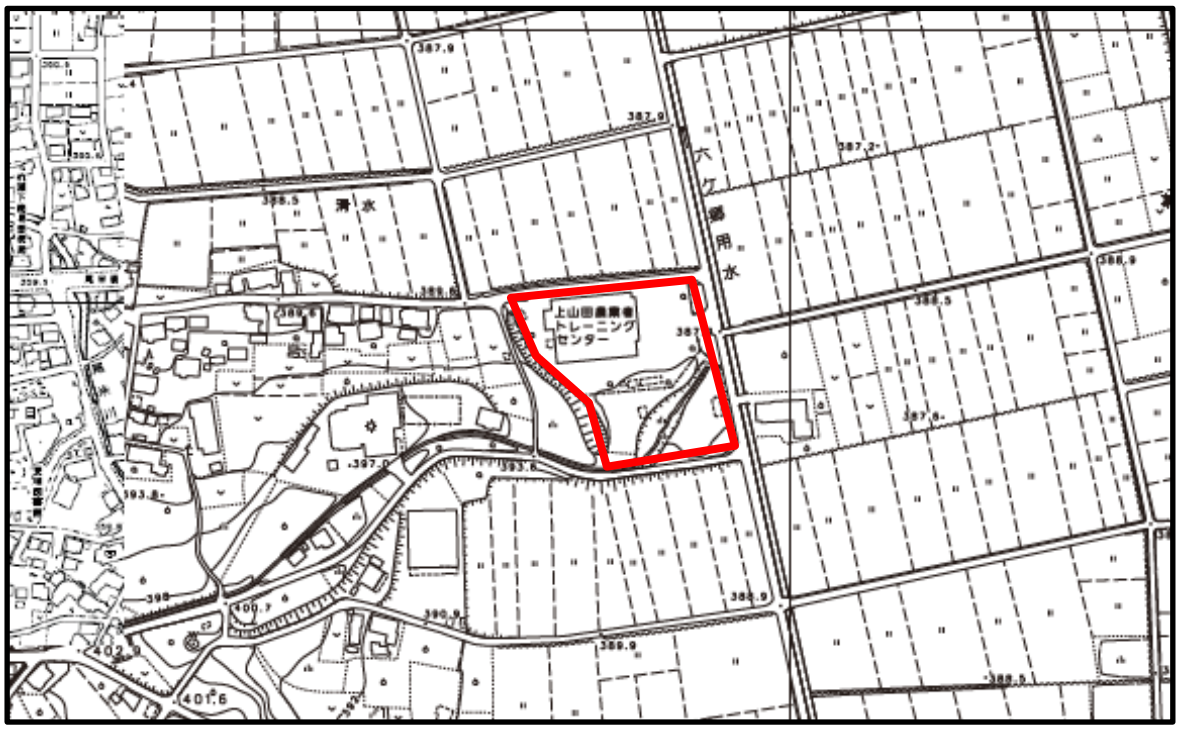


（４）物資輸送拠点

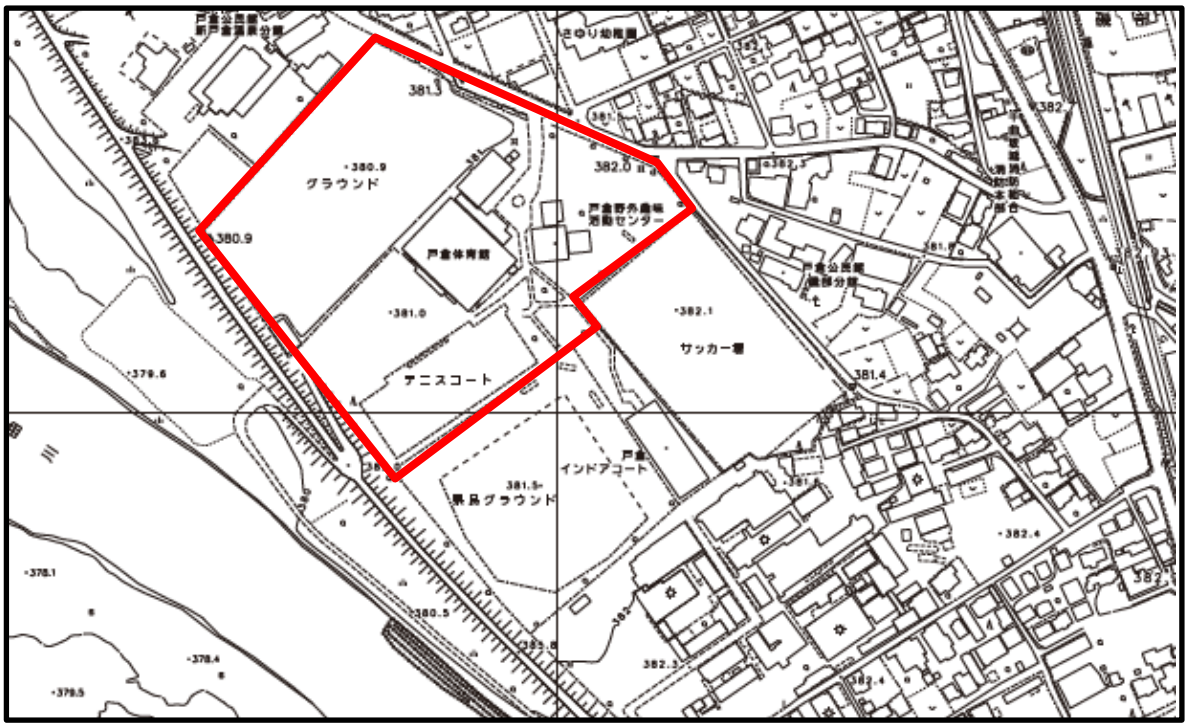
名称：更埴体育館



名称：上小山田農業トレーニングセンター

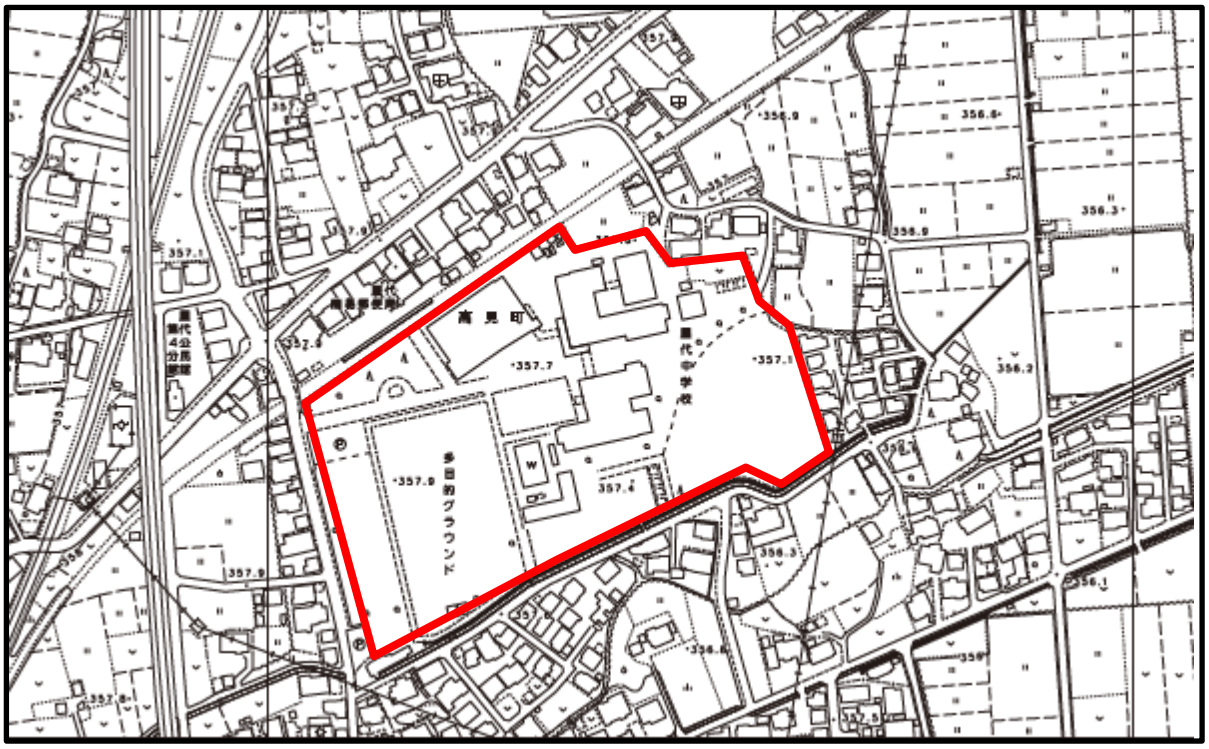


名称：戸倉体育館

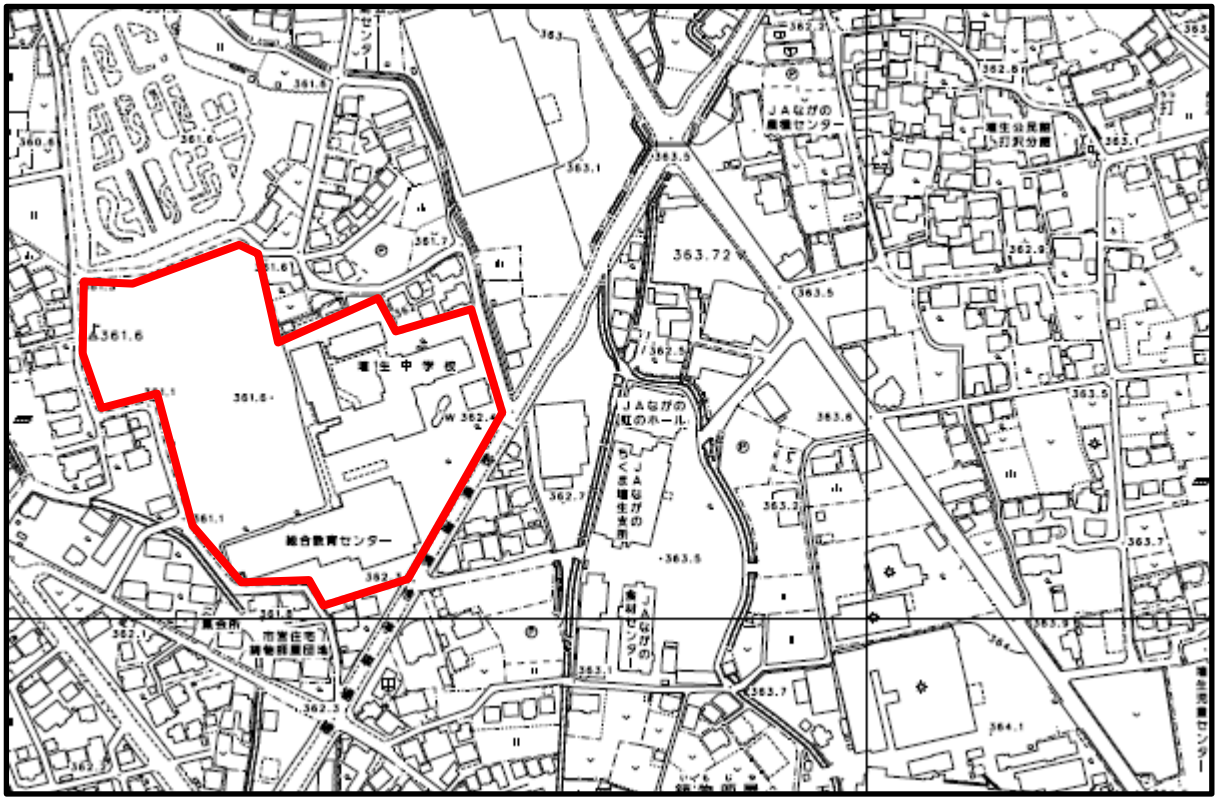


（５）医療救護拠点

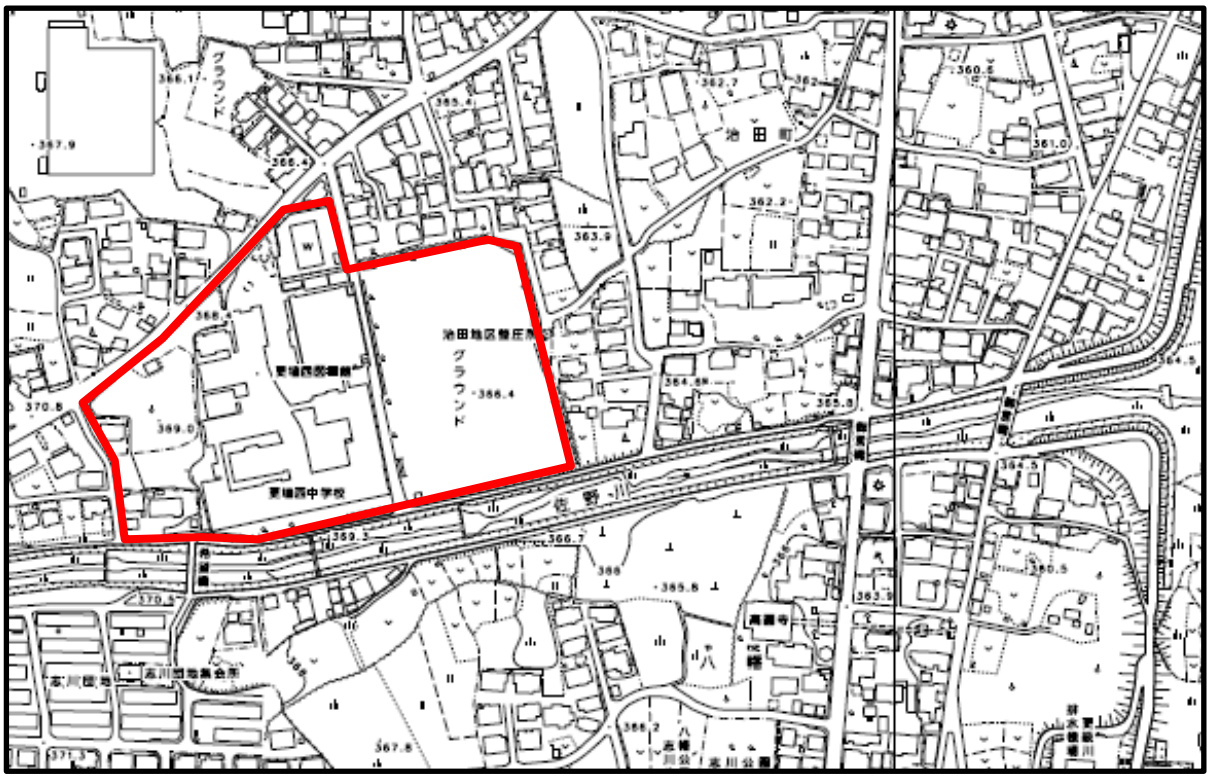
名称：屋代中学校



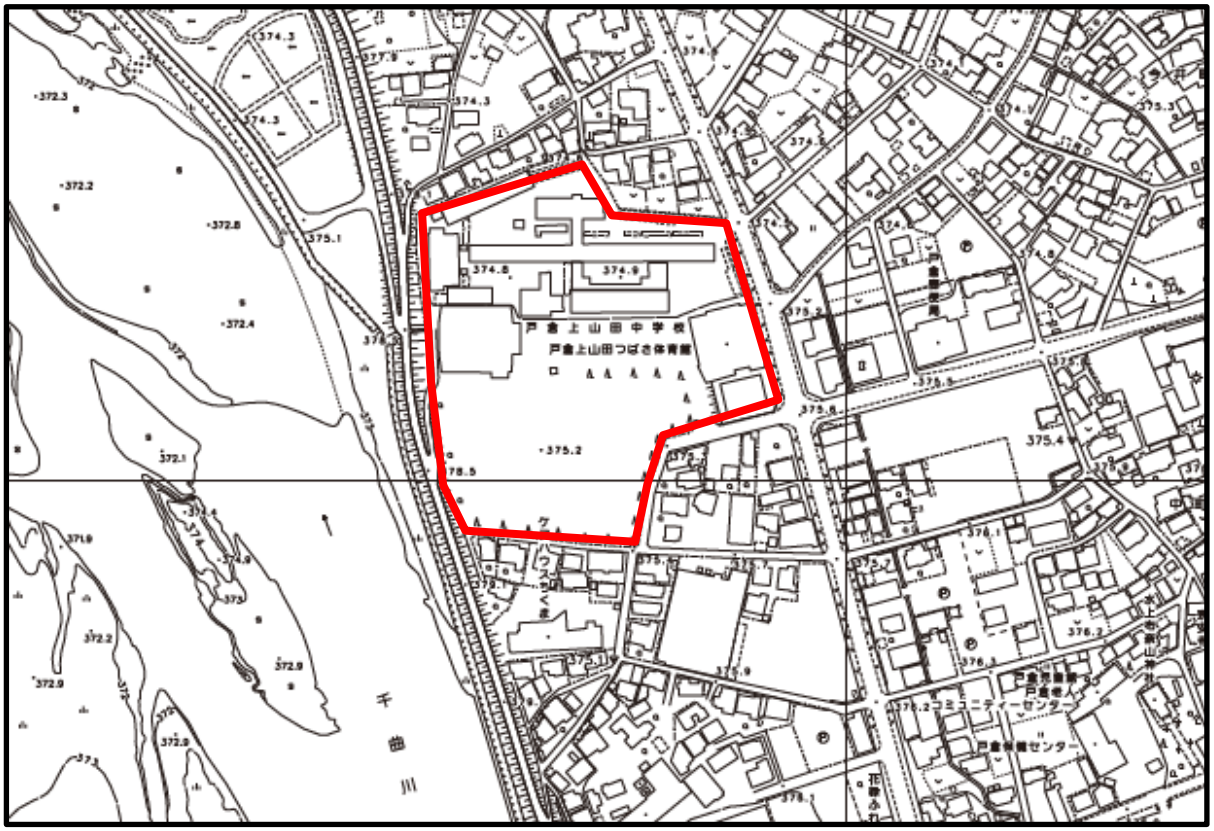
名称：埴生中学校



名称：更埴西中学校



名称：戸倉上山田中学校



（６）応援要請先

○　本市が、災害対策基本法に基づく応援の要請や、災害時相互応援協定等に基づく他の自治体への応援要請、災害時応援協定に基づく民間事業者への協定は、あらかじめ連絡先等を把握しているため、本計画とは別に連絡先を整理するとともに、定期的に連絡先の確認を行う。

①　長野県・市町村・消防・他市町村

協定名称	協定先
長野県市町村災害時相互応援協定	
長野県消防相互応援協定	
災害時の相互応援協定	富山県射水市
災害時の相互応援協定	千葉県横芝光町
長野県千曲市及び岩手県山田町の災害時における相互応援に関する協定	岩手県山田町

②　医療救護

協定名称	協定先
災害時の医療救護についての協定	千曲医師会
災害時の歯科医療救護についての協定	埴科歯科医師会
災害時の歯科医療救護についての協定	更級歯科医師会
災害時の医療救護に関する協定	更埴薬剤師会

③　避難場所・避難所・避難支援

協定名称	協定先
災害時における千曲市と郵便局の相互協力協定	千曲郵便局
震災時における緊急設備支援に関する協定	株式会社セレスポ
災害時における要援護者等の避難輸送協力に関する協定	長野県タクシー協会更埴支部
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	長野県石油商業組合
災害時等における妊産婦及び乳児とその母親の緊急受入れに関する協定	株式会社信毎販売センター
災害時における居宅要配慮者避難受け入れに関する協定	千曲・坂城地域自立支援協議会
洪水時等における避難者の受け入れに関する協定	長野電子工業株式会社
災害時等における避難者の受け入れに関する協定	医療法人長野寿光会
災害時におけるバス利用に関する協定	共和観光バス株式会社
災害時における物資の供給に関する協定	レンゴー株式会社長野工場

④　食料品・生活必需品調達

協定名称	協定先
災害時における応急生活物資供給等に関する協定	ながの農業協同組合
災害時における応急生活物資供給等に関する協定	生活協同組合コープながの
災害時における応急生活物資供給等に関する協定	株式会社ベイシア
災害時における飲料水提供に関する協定	北陸コカ・コーラボトリング株式会社
災害時における応急生活物資供給等に関する協定	株式会社ベイシア
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ
災害時における飲料水等の提供に関する協定	サントリービバレッジサービス株式会社
災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人　コメリ災害対策センター
災害時における福祉用具等物資の供給に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会
災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ

⑤　応急対策

協定名称	協定先
災害時における千曲市と郵便局の相互協力協定	千曲郵便局
災害時における緊急支援に関する協定	千曲市建設業協会
災害時における応急対策業務に関する協定	長野県建設業協会更埴支部
災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定	千曲市清掃組合
災害時における応急対策業務に関する協定	千曲市電気工業会
災害時における応急対策業務に関する協定	株式会社アクティオ
災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ
災害時における電気の保安に関する協定	一般財団法人中部電気保安協会長野支店
災害時における応急危険度判定の協力に関する協定	社団法人長野県建築士会埴科支部
災害時における応急対策業務に関する協定	長埴建設労働組合
千曲市と中部電力株式会社電力ﾈｯﾄﾜｰｸｶﾝﾊﾟﾆｰ篠ノ井営業所の災害時における相互協力に関する協定	中部電力パワーグリット㈱篠ノ井営業所
災害等緊急時における出動協力に関する協定	千曲市水道工事業協会
災害時の応急活動の連携に関する協定	長野県企業局
災害時における相互協力に関する協定	東日本電信電話株式会社

⑥　燃料供給

協定名称	協定先
災害時における応急対策業務に関する協定 （内容：応急対策における優先的燃料供給）	千曲清流会
災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	長野県石油商業組合
災害時におけるＬＰガスに係る協力に関する協定	長野ＬＰ協会長野支部・長野県ＬＰガス協会

⑦　情報収集・提供

協定名称	協定先
災害時における千曲市と郵便局の相互協力協定	千曲郵便局
災害時におけるケーブルテレビ放送要請に関する協定	株式会社信州ケーブルテレビジョン
災害時タクシー無線の災害情報通信の協力に関する協定	長野県タクシー協会更埴支部
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社

第３章　機能別活動計画

３．１機能別活動計画の基本方針

（１）受援業務項目

長野県広域受援計画で定める受援対象業務のうち、本計画で扱う業務を表 3-1 に示す。

表 3-1　本計画で扱う受援対象業務

長野県広域受援計画で定める受援対象業務		本計画で扱う業務
１．救助・消防・救命活動	(1)救助・消防・救命活動	◎
	(2)航空医療搬送	○
２．緊急輸送ルートの確保	(3)緊急輸送ルートの確保	○
３．人的支援（応援職員の受入れ）	(4)行政職員支援	◎
	(5)建築物応急危険度・宅地危険度の判定支援	◎
	(6)避難所運営支援	◎
	(7)住家の被害認定調査・罹災証明交付支援	◎
	(8)ボランティア・NPO 等の活動調整	◎
	(9)遺体の対応	○
	(10)災害廃棄物等の処理	◎
	(11)その他技術・専門職員支援	◎
４．物的支援	(12)物資の確保	◎
	(13)物資流通	○
５．医療・保健・福祉活動	(14)救護所支援・保健指導支援・医療機関支援	◎
	(15)要配慮者対応支援	◎
６．燃料調達	(16)緊急車両・優先給油施設への燃料供給	○

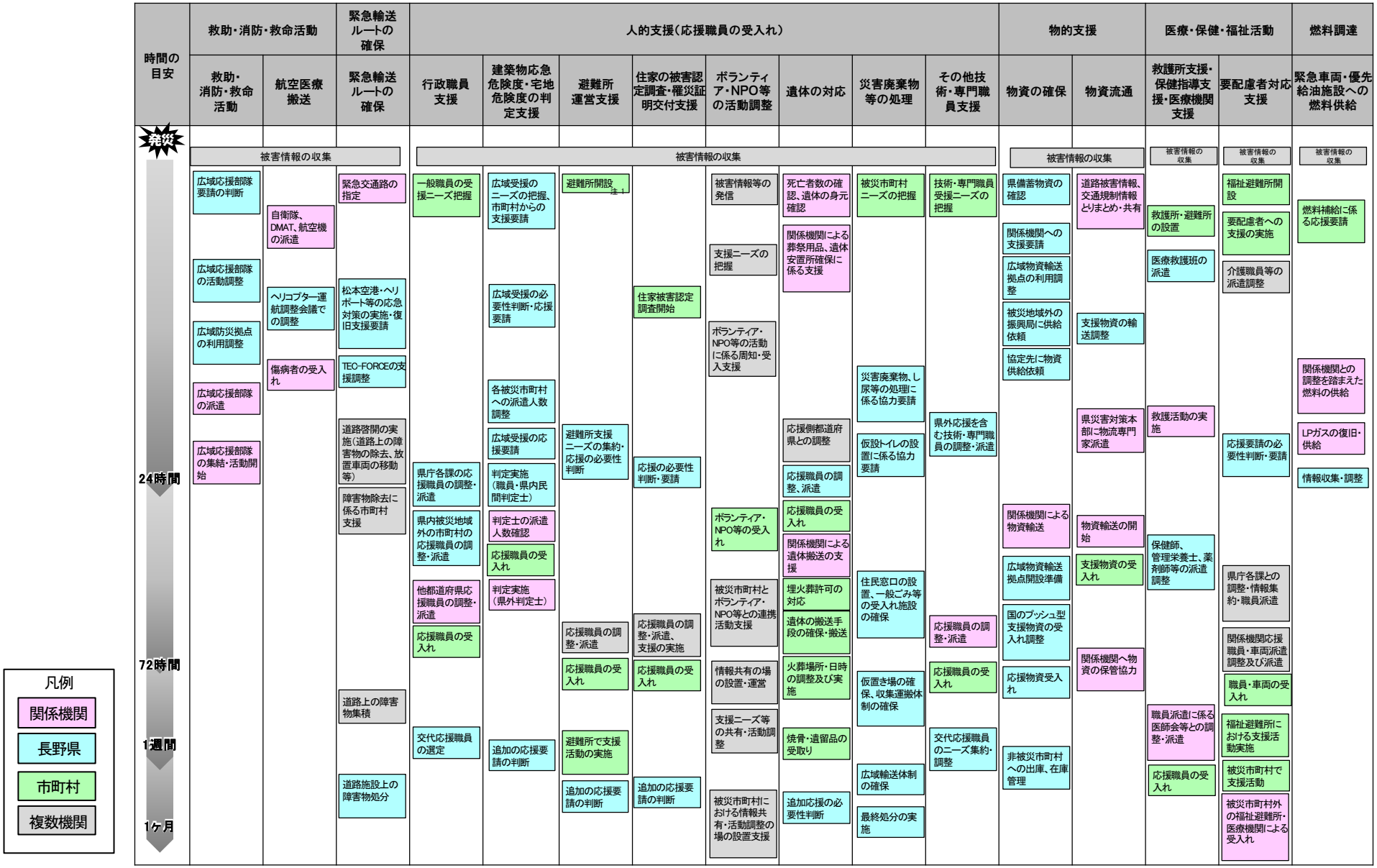
◎は優先的に選定した受援対象業務

（２）受援対象業務全体の流れ

大規模災害の発災後における、全受援対象業務の流れを【図 3-1】に整理する。

【図 3-1】　全受援対象業務の流れ

※業務開始時期の順序の目安



注：震度５弱以上の地震が発生したときは、応急危険度判定を行った後に避難所を開設

３．２　機能別活動の行動計画

受援業務計画で選定した優先業務の行動計画を次に示す。

（１）救助・消防・救命活動【受援対象業務 1-（1)】

１）目標

○　千曲市は、人命救助を最優先事項とし、自衛隊、消防、警察、DMAT[2]、TEC-FORCE[3]等の関係機関による応援を円滑に受け入れる。

２）基本方針

○　千曲市は、管内の被害状況を踏まえ、救助・消防・救命活動に係る応援が必要と判断した場合は、地方部を通じて知事への応援要請を行う。

３）関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	自衛隊		・災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関すること
	警察庁		・警察災害派遣隊の派遣
	DMAT		・医療救護活動
	消防庁		・緊急消防援助隊の派遣
	国土交通省各地方整備局		・緊急輸送を確保するために必要な道路の啓開・啓開支援
	長野県警察本部		・警察災害派遣隊の援助の要求
長野県	災害対策本部	活動調整担当	・自衛隊、警察、緊急消防援助隊等との総合調整に係ること
		災害医療本部	・DMAT の活動調整
		広域応援・救助担当	・救助部隊(陸上・航空)の活動調整に関すること ・緊急消防援助隊の活動調整
	各地方部		・被災市町村の情報収集に関すること
千曲市	本部室	危機管理防災課長	・自衛隊の派遣に関すること ・県及び他市町村に対する応援要請に関すること
	千曲坂城消防組合消防本部	更埴消防部 戸倉上山田消防部	・緊急消防援助隊、長野県消防相互応援隊等の応援要請に係る連絡調整に関すること

[2] DMAT（Disaster Medical Assistance Team）：大地震及び航空機・列車事故等の災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うため、厚生労働省が認めた専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム。

[3] TEC-FORCE（Techinical Emergency Control FORCE　緊急災害対策派遣隊）：国土交通省の全国の地方整備局の職員等から構成。大規模な自然災害等に際し、被災自治体が行う避難状況の把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を実施する。

（２）行政職員支援【受援対象業務 3-（4)】

１）目標

○ 千曲市は、市職員のみでは十分な災害対応ができない場合は、県一般職員や近隣市町村、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定等に基づき受援する。

２）基本方針

○ 千曲市は、管内の被害状況を踏まえ、応援職員の派遣が必要と判断した場合は、地方部を通じて知事への応援要請を行う。

＜総務省の被災市区町村応援職員確保システムが発動されない場合＞

○ 千曲市は、管内の被害状況を踏まえ、応援職員の派遣が必要と判断した場合は、地方部を通じ知事への応援要請を行う。県では関係機関と連携し、県内外の応援職員の派遣について調整する。

＜総務省の被災市区町村応援職員確保システムが発動された場合＞

○ 千曲市は、管内の被害状況を踏まえ、応援職員の派遣が必要と判断した場合は、地方部を通じ知事への応援要請を行う。県は被災ブロック代表市町村と連携して県内応援職員派遣を調整するとともに、総務省、全国知事会等で構成される被災市区町村応援職員確保現地調整会議を通じて県外応援職員の派遣について調整する。

３）関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	全国知事会（中部ブロック知事会幹事県）		・県外職員の派遣に関すること
	被災ブロック代表市町村		・県内市町村職員の派遣に関すること
	市長会・町村会		・職員派遣情報の共有に関すること
長野県	災害対策本部	応援・受援本部人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関すること
		総括調整担当	・被災市町村への応援派遣の要否の決定に関すること
	各部局主管課		・県職員の派遣に関すること
	各地方部		・被災市町村におけるニーズの集約に関すること
千曲市	本部室	危機管理防災課長	・県及び他市町村に対する応援要請に関すること
	総務部	総務課長	・応援職員の受入れに関すること。 ・応援職員の配置に関すること。

（３）建築物応急危険度・宅地危険度の判定支援【受援対象業務 3-（5)】
【被災建築物応急危険度判定の支援】

１）目標

○ 被災建築物応急危険度判定が速やかに実施できるよう、派遣による判定支援を受けて、二次災害を防止する。

２）基本方針

○ 千曲市は、管内の被害状況を踏まえ、被災建築物応急危険度判定に係る判定士の応援が必要と判断した場合は、地方部を通じて、知事への応援要請を行う。

３）関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	国土交通省（住宅局）		・判定士の建築関係団体及び機構職員へ派遣調整に関すること ・地震の被害が大規模又は広範囲にわたる場合の応急危険度判定支援調整本部に関すること
	全国被災建築物応急危険度判定協議会		・判定士の実施体制の整備に関すること ・民間の判定士の補償に関すること
	10 都県被災建築物応急危険度判定協議会		・広域支援本部に関すること
	中部圏被災建築物応急危険度判定協議会		・広域支援本部に関すること
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関すること
		総括調整担当	・市町村等からの応急対応要請の総合調整に関すること
	建築住宅課		・被災建築物応急危険度判定に関すること ・支援本部に関すること
	各地方部		・被災市町村の要請判定士等の連絡調整に関すること
千曲市	本部室	危機管理防災課長	・県及び市町村に対する応援要請に関すること
	建設部	建設課長	・被害状況の把握に努めること ・必要判定士数の把握に努めること ・応援職員の判定士の配置に関すること

【被災宅地危険度判定の支援】

１）目標

○　被災宅地危険度判定が速やかに実施できるよう、派遣による判定支援を受けて、二次災害を防止する

２）基本方針

○　千曲市は、管内の被害状況を踏まえ、被災宅地危険度判定に係る判定士の応援が必要と判断した場合は、地方部を通じて、知事への応援要請を行う。

３）関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	国土交通省（都市局）		・判定士の機構職員及び宅地擁壁技術協会、他都道府県へ派遣調整に関すること
	被災宅地危険度判定連絡協議会		・判定士の実施体制の整備に関すること
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関すること
		総括調整担当	・市町村等からの応急対応要請の総合調整に関すること
	都市・まちづくり課		・被災宅地危険度判定に関すること ・支援本部に関すること
	各地方部		・被災市町村の要請判定士等の連絡調整に関すること
千曲市	本部室	危機管理防災課長	・県及び市町村に対する応援要請に関すること
	建設部	都市計画課長 建設課長	・被害状況の把握に努めること ・必要判定士数の把握に努めること ・応援職員の判定士の配置に関すること

（４）避難所運営支援【受援対象業務 3-（6)】

１）目標

○ 千曲市は、市職員のみでは避難所（福祉避難所を含む。以下同じ。）運営に必要な一般職員及び避難所の確保ができない場合、地方部を通じて、県庁内関係課や県内被災地域外の市町村、県外市町村へ応援を要請し、円滑な避難所運営を実施する。

２）基本方針

○ 千曲市は、管内の被害状況を踏まえ、避難所運営に係る応援が必要と判断した場合は、知事に対して応援要請を行う。

３）関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	応援側の都道府県(知事会等)		・派遣職員の調整に関すること
長野県	災害対策本部	応援・受援本部人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関すること
		総括調整担当	・避難所運営等に係る県内市町村職員の応援派遣の協力に関すること
	食品・生活衛生課		・避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関すること ・被災家庭動物の救護及び飼育者支援に関すること
	各地方部		・被災市町村におけるニーズの集約に関すること
千曲市	本部室	危機管理防災課長	・県及び市町村に対する応援要請に関すること
	総務部 福祉部 教育総務部	総務課長 福祉課長 教育総務課長	・被災状況の把握に努めること ・応援職員等に必要な数の把握に努めること ・避難所、避難者数に応じた応援職員の派遣に関すること

（５）住家の被害認定調査・罹災証明書交付支援【受援対象業務 3-（7)】

１）目標

○ 千曲市は、市職員だけでは不足する場合、県庁内関係課や県内被災地域外の市町村、県外市町村へ応援を要請し、住家の被害認定調査や罹災証明交付に必要な職員を確保する。

○ 千曲市は、管内の被害状況を踏まえ、住家の被害認定調査・罹災証明交付に係る応援が必要と判断した場合は、地方部を通じて知事への応援要請を行う。

２）基本方針

○ 千曲市は、管内の被害状況を踏まえ、住家の被害認定調査・罹災証明交付に係る応援が必要と判断した場合は、地方部を通じて知事への応援要請を行う。

３）関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	全国知事会（中部・関東ブロック知事会幹事県）		・派遣職員の調整に関すること
	被災ブロック代表市町村		・派遣職員の調整に関すること
	市長会・町村会		・職員派遣情報の共有に関すること
長野県	災害対策本部	応援・受援本部人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関すること
		総括調整担当	・被災市町村への被害状況等収集要員の派遣の要否の決定に関すること ・県各機関、非被災市町村、及び他県への派遣職員の要請に関すること ・派遣可能な職員の人数調整に関すること
	各地方部		・被災市町村におけるニーズの集約に関すること
千曲市	本部室	危機管理防災課長	・県及び市町村に対する応援要請に関すること ・罹災証明書の申請に関すること
	総務部	税務課長	・被災住家の把握に関すること ・応援職員の配置に関すること ・被害状況の調査・認定に関すること ・罹災証明書の発行に関すること

（６）ボランティア・ＮＰＯ等の活動調整【受援対象業務 3-（8)】

１）目標

○　千曲市は被災者の多様な支援ニーズに対応できるよう、ボランティア・NPO 等が情報を共有する場を設置し、活動の広域調整支援を受ける。

２）基本方針

○ 千曲市は、管内の被害状況を踏まえ、ボランティア・NPO 等の活動調整に係る応援が必要と判断した場合は、地方部を通じて知事への応援要請を行う。

３）関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	長野県社会福祉協議会（災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（通称：支援Ｐ)）		・災害ボランティアに関すること ・支援ＮＰＯとの連携に関すること
	長野県ＮＰＯセンター		・ＮＰＯの受入れ等に関すること ・ＪＶＯＡＤとの連携に関すること
	全国災害支援ボランティア支援団体ネットワーク（ＪＶＯＡＤ）		・ＮＰＯの受入れ等に関すること
	千曲市社会福祉協議会		・災害ボランティアセンターの運営に関すること ・被災者への支援に関すること ・応援職員の配置に関すること
長野県	災害対策本部	応援・受援本部人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関すること
		総括調整担当	・被災市町村への被害状況等収集要員の派遣の要否の決定に関すること ・災害ボランティア、NPO の受入れ等に関すること
	県民協働課		・NPO の受入れ等に関すること
	地域福祉課		・災害ボランティアの受入れ等に関すること
	各地方部		・被災市町村におけるニーズの集約に関すること
千曲市	福祉部	福祉課長	・災害ボランティアセンターの運営に関すること ・被災者の支援に関すること ・応援職員の配置に関すること ・社会福祉協議会との調整に関すること

（７）災害廃棄物等の処理【受援対象業務 3-（10)】

１）目標

○ 市町村は、市町村職員のみでは不足する場合、被災地域の災害廃棄物等の迅速かつ適正な処理及び処理能力を超える場合の広域応援による処理について、支援を受ける。

２）基本方針

○ 市町村は、管内の被害状況を踏まえ、災害廃棄物等の処理に係る応援が必要と判断した場合は、地方部を通じて県に応援を要請する。

３）関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	応援側の都道府県(知事会等)		・派遣職員の調整に関すること
	長野県資源循環保全協会		・災害廃棄物の処理等に必要な処理業者の手配に係る協力に関すること
	長野県環境整備事業協同組合		・し尿等の処理に必要な処理業者の手配に係る協力に関すること
	長野県建設機械リース業協会		・仮設トイレのリースに係る協力に関すること
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 物資調整担当	・仮設トイレの設置に係る関係団体等との連携調整に関すること
	資源循環推進課		・災害廃棄物処理協定、し尿収集運搬協定に基づく支援に関すること ・災害廃棄物処理・施設復旧補助金活用のための助言に関すること ・廃棄物処理施設等の被災状況把握に関すること ・仮置き場等の施設確保・運営に関すること ・災害廃棄物の撤去に関すること ・運搬体制確保に関すること ・地域の窓口対応に関すること ・災害廃棄物の広域処理の調整に関すること
	各地方部		・被災市町村におけるニーズの集約に関すること
千曲市	廃棄物対策部	廃棄物対策課長	・災害廃棄物の処理に関すること ・災害対策基本法第 68 条に基づく県への支援要請に関すること

（８）その他技術・専門職員支援【受援対象業務 3－11】

１）目標

○　千曲市は、庁内の技術・専門職員に係る受援ニーズを把握し、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定等に基づく応援職員の派遣要請を行い、応援職員の受入れにより円滑な災害対応を実施する。

○

２）基本方針

○　千曲市は、管内の被害状況を踏まえ、技術・専門職員による応援が必要と判断した場合は、地方部を通じて県に応援を要請する。

３）関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	応援職員派遣元関係機関		・派遣職員の調整に関すること
長野県	災害対策本部	応援・受援本部人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関すること
		総括調整担当	・被災市町村への応援派遣の要否の決定に関すること
	総合政策課		・県外職員の派遣に係る全国知事会との調整に関すること
	市町村課		・県内市町村職員の派遣に関すること ・県外職員の派遣に関すること（全国知事会との調整を除く）
	人事課		・派遣職員の選定等の調整に関すること
	水大気環境課		・被災建築物の石綿露出状況等の調査に関すること
	生活排水課		・下水道、農業集落排水施設、浄化槽の復旧に係る関係機関・団体への応援要請に関すること
	農業政策課		・農業協同組合、農業者等への指導又は指示に関すること
	農地整備課		・農地や水路、ため池等の応急対策に関すること
	信州の木活用課		・林道及び林業関連施設の応急対策等に関すること
	森林づくり推進課		・林地及び治山施設の応急対策等に関すること
	建設政策課技術管理室		・TEC-FORCE の出動要請に関すること ・土木学会等からの技術支援等の要請に関すること
	河川課		・水防活動の応援に関すること
	砂防課		・土砂災害危険箇所点検に関すること
	教育政策課		・教職員の派遣に関すること
	心の支援課		・スクールカウンセラーの派遣に関すること
	文化財･生涯学習課		・文化財の応急対策に関すること
	各部局主幹課		・職員の派遣に関すること

	関係機関・課		主な対応
	各地方部		・管内市町村の被災状況の確認、報告 ・被災市町村におけるニーズの集約に関すること
千曲市	本部室	危機管理防災課長	・県及び市町村に対する応援要請に関すること
	関係各部	関係課長	・災害応急対策等協定締結団体への要請に関すること ・受援職務、職種及び人数の選定、被災場所への同行 ・応援職員の受入れに関すること ・応援職員の配置に関すること

（９）物資の確保【受援対象業務 4－(12)】

１）目標

○　千曲市は、国、他都道府県等の関係機関からの支援物資を円滑に受け入れ、被災者へ配分するための物資を確保する。

２）基本方針

○　千曲市は、備蓄物資だけでは物資の不足が想定される場合、地方部を通じて県に対し支援要請を行う。

３）関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	国（政府緊急対策本部・消防庁・農水省・厚労省・経産省・国交省）		・プッシュ型支援の実施に関すること
	応援側の都道府県(知事会等)		・支援物資の調整に関すること
	長野県倉庫協会		・食料、生活必需品等の保管等の倉庫による保管協力に関すること
長野県	災害対策本部	応援・受援本部 物資調整担当	・食料品、生活必需品等の一次集積、保管、分類及び在庫管理に関すること ・食料品、生活必需品等供給に係る被災地外市町村への供給調整及び斡旋に関すること
	くらし安全・消費生活課		・食料・生活物資の調達に関すること
	各地方部		・市町村からの物資供給要請をとりまとめ及び災害対策本部からの物資調達情報の連絡に関すること
千曲市	本部室	危機管理防災課長	・県及び市町村に対する応援要請に関すること ・災害応急対策等協定締結団体への要請に関すること
	企画政策部	総合政策課長 管財契約課長 市民協働課長	・被災者の物資の需要把握に関すること ・食料、生活物資支援物の受入れに関すること ・支援物資の管理に関すること ・物資の輸送に関すること

（１０）救護所支援・保健指導支援・医療機関支援【受援対象業務 5-（14)】

１）目標

○ 千曲市は、関係機関に派遣要請を行い、災害対応に係る保健医療活動を行うチーム（以下、「保健医療活動チーム」という。）を円滑に受け入れる。

２）基本方針

○ 千曲市は、管内の被害状況を踏まえ、救護所・保健指導・医療に係る応援が必要と判断した場合は、地方部を通じて県に応援を要請する。

３）関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	国・自治体・医師会等		・医療、助産等救助、救護に関すること ・被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動に関すること
長野県	災害対策本部	災害医療本部	・保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、保健医療活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療活動の総合調整に関すること
		応援・受援本部 人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関すること
		総括調整担当	・ニーズ把握のとりまとめに関すること ・他分野との総合調整に関すること
	各地方部		・被災市町村におけるニーズの集約に関すること
千曲市	本部室	危機管理防災課長	・県及び市町村に対する応援要請に関すること
	健康福祉部	健康推進課長 高齢福祉課長 福祉課長	・災害応急対策等協定締結団体への要請に関すること ・被災者の健康状態の把握・健康相談等に関すること ・保健医療チームの受入れに関すること

（１１）要配慮者対応支援【受援対象業務 5-（15)】

１）目標

○ 千曲市は、市職員のみでは職員が不足する場合、被災地域において、高齢者や障がい者（児)、外国人の方等の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）が、良好な環境のもとで避難生活が送れるよう支援を受ける。

２）基本方針

○ 千曲市は、管内の被害状況を踏まえ、要配慮者対応に係る応援が必要と判断した場合は、地方部を通じて、県に応援を要請する。

３）関係機関・関係課の主な対応

	関係機関・課		主な対応
関係機関	長野県社会福祉協議会・応援側の都道府県（知事会等）		・要配慮者支援に係る職員・車両派遣調整に関すること
長野県	災害対策本部	応援・受援本部人的応援・受援担当	・人的応援・受援の総合調整に関すること
		総括調整担当	・被災市町村への被害状況等収集要員の派遣の要否の決定に関すること ・派遣職員数等の結果報告に関すること
	こども・家庭課		・児童福祉司、児童心理司の派遣に関すること
	健康福祉政策課		・健康福祉部に所属する職員の派遣に関すること
	障がい者支援課		・手話通訳者の派遣に関すること
	山岳高原観光課		・観光客の安全確保に関すること
	国際課		・災害多言語支援センターに関すること
	各地方部		・被災市町村におけるニーズの集約に関すること
千曲市	本部室	危機管理防災課長	・災害応急対策等協定締結団体への要請に関すること
	健康福祉部	健康推進課長 高齢福祉課長 福祉課長	・災害応急対策等協定締結団体への要請に関すること ・福祉避難所の開設に関すること ・要配慮者の確認と支援内容の把握に関すること ・災害応急対策等協定締結団体への要請に関すること